最終更新日：2016年6月30日
兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 佃　維男
問合せ先：管理部門執行役員　中野　守康
証券コード：6402
http://www.kanematsu-eng.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営効率の向上を図り、企業経営の透明性・公正性・迅速性を追求することで、景気に左右されず、安定的な収益を常に確保できる企業体質を一層強化します。
中長期的な企業価値の向上を目指し、株主を始めとするステークホルダーとの良好な関係を構築し共栄を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〈補充原則1-2-4〉
2016年3月末時点で外国法人等の保有率は1.37%と低く、議決権行使の電子化環境作りや招集通知の英訳は、外国法人等の比率が20%を超えた段階で改めて検討します。
〈補充原則4-2-1〉
取締役報酬は、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランスの上、決定しており、業績連動を基本としております。ストックオプションの導入は今後の検討課題とします。
〈補充原則4-11-3〉
取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〈原則1-4〉
(1)政策保有株式の保有方針：政策保有株式は、何れも取引銀行であり、健全な取引関係を維持する観点から協力関係が不可欠であると考えております。中長期的な視点に立ち保有しております。
(2)議決権行使基準：上記方針に基づき、投資先企業の中長期的な業績見通しや経営戦略を考慮し、個別に判断します。
〈原則1-7〉
当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役会での承認・報告を要することとしております。役員に対し定期的に関連当事者間の取引の有無を確認しており、有価証券報告書で開示しております。
〈原則3-1〉
(1)経営理念、行動指針に基づいて、これを常に意識して経営に携わります。
(2)景気に左右されず、安定的な収益を常に確保できる企業体質にすることで、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主を始めとするステークホルダーとの良好な関係を構築し共栄を図ります。
(3)取締役・監査役報酬の妥当性を検証する為、代表取締役社長、社外取締役(2名)及び社外監査役(2名)で構成する諮問委員会を設置しております。
(4)役付取締役の選任及び取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きの妥当性を検証する為、代表取締役社長、社外取締役(2名)及び社外監査役(2名)で構成する諮問委員会を設置しております。
(5)社外役員については、個々の選任理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に候補者の概要を記載しております。
〈補充原則4-1-1〉
取締役会は、法令に定めのある事項や定款、取締役会規程に記載の事項について決議をしていますが、重要な業務執行の一部を経営陣に委ねる場合があります。その範囲は、取締役会が決議し、委任を受けた経営陣は、マネージャー会、予算委員会、営業会議、品質管理委員会等各種会議の議論を踏まえて当該業務執行にあたります。当該業務執行の行使について、各経営陣は、職務権限規程・業務分掌規程・稟議規程に基づき実行しております。
〈原則4-8〉
2016年6月末日現在、当社の取締役会は業務執行取締役3名と独立社外取締役2名の計5名で構成されております。
〈原則4-9〉
東京証券取引所が定める基準に基づき、一般株主との利益相反が生じる懸念の有無を重視し、幅広い見識と一定の公的な資格を有する人物を選任します。
〈補充原則4-11-1〉
競合他社に伍していくためには、いち早くユーザーニーズを反映した製品造りやサービス提供により差別化を図る必要があります。取締役・監査役の選任基準については、原則3-1記載の通りです。
〈補充原則4-11-2〉
現在、当社は他の上場会社の役員を兼職する役員はおりません。また、取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職状況については、「定時株主総会招集ご通知」に毎年開示しております。
〈補充原則4-14-2〉
取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を必要に応じ実施し、その費用は会社負担とします。
〈原則5-1〉
(1)対話全般について代表取締役社長が統轄し、かつ担当します。
(2)総務部をIR活動の事務局と定め、各部門と有機的に連携しています。
(3)毎年、2回のビジネスレポート発行にて、各部門が連携の上、その充実・進化を継続的に進めています。
(4)対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに常勤役員で構成する役員会等に報告し検討します。さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。
(5)ホームページ開示、発信者の限定により、発信情報の均一化に取り組んでいます。特にインサイダー情報についてはインサイダー取引管理規程に則り、厳格に運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社扇港鋼業所	556,400	10.00
兼松エンジニアリング従業員持株会	471,700	8.48
山 本 琴 一	428,100	7.69
山 口 隆 士	318,032	5.72
山 本 吾 一	262,860	4.72
柳 川 裕 司	197,860	3.56
三 谷　惠 美 子	195,000	3.50

株式会社四国銀行	152,100	2.73
坂 本 洋 介	133,848	2.41
三 谷 浩 溢	132,860	2.39

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西 岡　啓 二 郎	公認会計士											
清 金　愼 治	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 岡　啓 二 郎	○	―――	公認会計士の資格を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。
清 金　愼 治	○	―――	弁護士の資格を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	1	1	1	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	5	1	1	1	0	2	社外取締役

補足説明 更新

代表取締役社長、社外取締役(2名)及び社外監査役(2名)で構成する諮問委員会を新たに設置しました。諮問委員会は取締役会の諮問に応じ、以下の事項に関し取締役会に意見を述べる役割・責務を担っております。
・取締役の報酬の妥当性
・役付取締役の選任及び取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続きの妥当性検証

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、関係規定や監査方針、監査計画書等を定め、それらに従い、各監査役が業務監査及び財産の調査に当たっております。
各監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法や、その結果の検討に当たって、数度にわたる意見・情報交換等を実施、専門的知見からの質疑を展開する等、相互連携を図っております。社外監査役のうち、1名は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
また、社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、1名で構成されております。内部監査室と監査役は、部門監査の合同実施や内部統制状況の把握等緊密な関係を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平 井　雄 一	税理士													
筒 井　康 賢	学者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平 井　雄 一	○	平成10年6月より、当社監査役に就任しております。	税理士の資格を有する社外監査役であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。
筒 井　康 賢	○	―――	通商産業省、高知工科大学での豊富な経験、幅広い知見を有する社外監査役であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の役割・責務を担う目的において、新たに2名の独立社外取締役を選任いたしました。
(a) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと。
(b) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
(c) 会社と経営陣・支配株主との間の利益相反を監督すること。
(d) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の経営内容では、インセンティブ付与は必要ないと考えております。
将来、新しい事業展開等の可能性が見出されれば、検討の必要性はあると考えます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は「役員規程」に基づき、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定しております。
報酬の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役、社外監査役に対する情報伝達体制につきましては、情報の共有化の原則に基づき、重要な事項は常勤役員より事前に内容の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1）業務執行の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(内2名は社外監査役)で構成し、定められた監査方針に基づき、監査の充実を図っております。
取締役会は、迅速で的確な判断ができるよう5名の取締役（内2名は社外取締役）で構成し、経営に関する重要事項を決定し、各部門の業務執行を監督しております。代表取締役は複数代表者制(社長・専務)を採用し、相互牽制を図っております。
また、取締役会の意思決定に従い、各部門の業務を執行・管理するため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は取締役会の決議にて選任されております。

(a) 取締役会は、原則月1回開催され、全監査役も出席し業務執行に対する意見表明を行っております。また、監査役会は3ヶ月に1回と監査報告形成の会を年1回開催し、必要に応じて代表取締役社長に出席を求め、経営の基本問題や重要事項について意見交換を行っております。なお、事務局は内部監査室長が担当しております。

(b) 代表取締役社長、社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）で構成する諮問委員会を新たに設置しました。諮問委員会は取締役会の諮問に応じ、以下の事項に関し取締役会に意見を述べる役割・責務を担っております。
・取締役の報酬の妥当性
・役付取締役の選任及び取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続きの妥当性検証

(c) 経営環境の変化により早く対応するため、マネージャー会を週1回開催しております。執行役員を含め、各業務部門の責任者に取締役が加わり、業務上の問題点・重要事項について報告・協議しております。特に重要な事項は取締役会において決定することとしております。なお、マネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明を行っております。

(d) その他に業務の執行に係わる重要な会議として、経営戦略会議、予算委員会、人事委員会、品質管理委員会、開発委員会を設置・運営しておりますが、取締役はもちろん、監査内容充実のため常勤監査役及び内部監査室長も出席しております。

2）会計監査の状況

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名
業務執行社員　荒井　憲一郎（新日本有限責任監査法人）
業務執行社員　後藤　英之（新日本有限責任監査法人）

(b) 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　4名
その他　4名

(c) 監査報酬の決定方針
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の額の決定方針は定めておりませんが、監査日数、当社の規模・業績等を勘案し、適切に決定されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

コーポレート・ガバナンスの本質は、企業価値を高めるため、企業活動に係わる人々が一致団結して同じ方向を向いて活動するように、その行動をコントロールすることであると言われます。
コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが求められる中、当社は経営効率の向上、株主重視の方針のもと、企業経営の透明性、公正性、スピードを追求していきたいと考えております。
そのためには、取締役会における経営に関する業務執行の意思決定・監視機能の強化、監査役会による取締役の職務監査の強化が必要であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より1週間早く開催しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.kanematsu-eng.jp/ 有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・事業報告書・株主総会招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部 IR事務連絡責任者：管理部門執行役員　中野　守康	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	高知県より「環境配慮型事務所」の認定を受けております。
その他	・当社製品ユーザー向けに、新製品等を掲載した情報誌を年4回配布しております。 ・当社製品のアフターサービスの充実を図るため、指定サービス工場(22ヶ所)より成る「K＆E共栄会」を支援しております。 ・従業員の財産形成の一助とすることを目的とし「兼松エンジニアリング従業員持株会」を組織しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、役員・従業員が社会的良識、規範に基づき行動するよう「経営理念」・「行動指針」を定めております。
また、取締役会、マネージャー会、重要会議、研修会等を通じ、役員・従業員の遵法に関する意識の浸透を図っております。

【リスク管理体制の整備の状況】
当社では、各部門での業務上のリスク管理はそれぞれの管理部署が対応しております。また、全社的なリスクは、取締役会、マネージャー会、重要会議等で把握・管理しております。なお、必要に応じて顧問弁護士・公認会計士等の指導を受けております

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社の反社会的勢力による不当要求に対応する統括部署は総務部であります。
・総務部は、反社会的勢力に関する情報収集・管理、対応マニュアルの整備、各事業所への対応指導、外部専門機関との連携等を行います。なお、平成22年4月に「反社会的勢力対策規程」を制定しております。
・各部署は、新たな取引先や関連する機関の審査・属性判断等を行うことにより、反社会的勢力との取引が発生することを未然に防止します。
・自社株の売買状況を確認することにより、早期の問題発見に努めます。
・各種の反社会的勢力の排除活動に積極的に参加し、他企業・専門機関との交流を深めることにより、社内体制のレベルアップを図ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、下記のとおりです。

(1) 情報管理責任者　　専務取締役
(2) 情報管理・開示窓口　管理部門執行役員
(3) 関連する社内規程　　「取締役会規程」「インサイダー取引管理規程」「機密管理規程」